

## 消防署中崎分署の移転に関する説明会

### 1 日時・場所、参加者数

- ・日 時：2023年（令和5年）10月30日（月） 19時00分～21時30分
- ・場 所：明石市役所 806 会議室
- ・参加者数：25名

### 2 質問・意見の概要と市の考え方

当日の意見の概要と市の考え方は以下のとおりです。

※頂きましたご質問・ご意見については、趣旨を損なわないように要約しています。

※市の考え方のうち、当日回答できなかった内容については、下線を引いています。

#### (1) 中崎分署の移転予定地について

| 質問・意見の概要   | 市の考え方   |
|--|---|
| <p>・中崎分署の移転予定地からは、出動動線が国道28号しかない。国道28号が渋滞している場合どのように出動するのか。<br/>現在は市役所前のアンダーパスなどの代替ルートがあるが、それが確保されていなければ欠陥である。</p> | <p>・国道28号に渋滞がある場合は、現在と同様にサイレンやマイク、反対車線等を活用しながら出動する計画です。なお、現在も出動の際は国道28号をメイン動線として使用しています。<u>これまでに国道28号の渋滞により出動できなかった事例はなく、市役所前のアンダーパスや中崎小学校前の道路については、緊急車両の大きさの影響で通行やすれ違いができない場合や歩行者・一般車両と接触する危険性（課題）があります。</u></p> |
| <p>・消防車両の出入口には駐停車禁止区域（ゼブラゾーン）が設置されると思うが、交通状況（渋滞）への影響をどのように想定しているのか。片側一車線の国道28号への影響は大きいと考える。</p>                    | <p>・駐停車禁止区域（ゼブラゾーン）の設置位置や面積については、警察と協議の上、今後決定しますが、可能な限り短いエリアとし、交通状況に影響が出ないようにしたいと考えています。</p>  |
| <p>・現在の緑や生態系を無くしてまで、移転予定地に中崎分署を整備する必要があるのか。消防署は縁の下の力持ちだから格好いのであって、新庁舎の前に移転する理由がわからない。</p>                          | <p>・移転予定地については、まとまった生態系がある土地ではないことを専門家に確認してもらっています。<br/>また、消防署の最大のミッションは人命救助だと考えており、管轄エリアや出動動線を踏まえて移転場所を選定しています。</p>  |

| 質問・意見の概要   | 市の考え方   |
|--|---|
| <p>・南海トラフ地震発生時の消防車両の退避場所について、建設予定地北側の市道へ避難させるとの説明だったと思うが、実際可能なのか。</p> <p>また、津波への対応についてどのように考えているのか。南海トラフ地震発生時は4～5mの津波が到達すると聞いているし、直接的に津波の被害がなくても信号が停止し、大渋滞が発生している可能性がある。</p> | <p>・国道28号北側にある市道への緊急車両の退避については、市役所新庁舎建設基本計画（素案）に対するパブリックコメントの中で、市民の方から頂いたご意見であり（資料1参照）、市としても避難場所としての活用を検討していますが、被害拡大前に朝霧分署へ車両を避難させるなど、災害に応じた柔軟な対応を考えています。</p> <p><u>南海トラフ地震発生時の津波については、兵庫県が公表しているシミュレーション結果により、本市では最大2mと想定しています（国道28号は標高3.5m）。</u>なお、阪神・淡路大震災発生時は、信号は作動していたものの、公共交通機関が動いていない状況でしたが、一定の職員がバイク等ですぐに参集し、災害対応を行っています。</p> |
| <p>・新中崎分署の整備場所について、全員が満足する場所はないが、「いくつかの候補地の中で、それぞれの長所・短所を考慮した上で決定した」と説明してもらわないと納得できない。</p>   | <p>・<u>新中崎分署の移転予定地については、本日、建設予定地の要件としてご説明した「中崎分署の管轄地（現場までの到着時間）」や「敷地面積」、「緊急車両の出動しやすさ」（資料2参照）を満たす市有地の中から、決定しています。</u></p>  |

| 質問・意見の概要   | 市の考え方  |
|--|--|
| <p>・令和5年9月議会において、議員からの「西庁舎跡地が代替地になるのではないか」との質問に対し、市は「西庁舎跡は敷地として狭いため建てられない」、「西庁舎跡地に建設する場合は、中崎分署の仮設庁舎を建てなければならない」旨を答弁していたが、虚偽の説明ではないか。</p> | <p>・西庁舎跡地に新中崎分署を整備した場合、隣接する明石港東外港地区との一体的な開発を見据える中で、今後の土地利用計画に大きな影響を及ぼすことになります。<br/> <u>なお、9月議会では、迅速な出動のために、前面道路に対して消防車両をすべて並列に駐車するプランを想定し、「西庁舎跡地のみで面積が不足する場合、現在の中崎分署敷地も必要となるため、その場合は、中崎分署の仮設庁舎が必要となる」旨を答弁したものです。また、西庁舎跡地に整備する場合は、早くても令和10年度からの着工となるため、整備スケジュールに大幅な遅れが生じるほか、現在、西庁舎跡地に計画している公用車駐車場の代替地の確保が必要となります。</u><br/> <u>(9月議会の答弁内容については、市議会ホームページ(こちら)からご確認いただけます。)</u></p> |

(2) 市民参画手続について

| 質問・意見の概要   | 市の考え方  |
|--|--|
| <p>・これまでの市民参画手続への参加者が少ない。コロナ禍で人が集まりにくかったと思うが、このような少ない人数で適切な手続きを取ったと言えるのか。一度立ち止まって計画を見直してもよいのではないか。</p> | <p>・参加者数が少ないとのご指摘ですが、これまでにパブリックコメントや市民説明会などの市民参画手続を適切に実施しており、<u>市役所新庁舎建設基本計画(素案)に対する市民説明会には76名の方に参加いただいています。</u>その上で、中崎分署の移転に関して、直接市民の皆さまへ説明する機会がなかったため、この度、改めて説明会を開催しました。</p> |
| <p>・今回の中崎分署の移転(場所)について、消防局だけで決めたように感じる。検討段階で、市民にも声掛けをして、皆で議論すべきだったのではないか。</p>                          | <p>・中崎分署の移転予定地については、市役所新庁舎建設基本計画(素案)に対するパブリックコメントに対する市民意見を踏まえて決定しています(資料1参照)。</p>  |

| 質問・意見の概要  | 市の考え方  |
|---|--|
| <p>・市長は就任時に「自治基本条例・市民参画条例の下で市政運営を行っていく」と言っていたが、新中崎分署の基本計画（中崎分署の移転、新中崎分署の建設予定地）に関する説明会はこれまで一度も実施されていない。本日、消防局から説明があった特定の市民（地元住民）に対する説明は、市民説明会とは言えないのではないか。また、本日の説明会は市民参画条例に基づく説明会か確認したい。</p> | <p>・中崎分署の建設予定地については、市役所新庁舎建設基本計画（素案）に対する市民参画手続（パブリックコメント及び市民説明会）でご意見をお伺いしているほか、移転予定地の近隣住民には個別説明を行い、了解を得ています。また、令和5年3月議会で市議会へ「新中崎分署棟建設基本計画」を報告し、了承をいただいています。中崎分署の移転（建て替え）については、市民参画条例第6条第2項に定める「市民参画手続を実施しなければならない項目」には該当しないため、これまでは新庁舎整備に向けた取組全体の中で包括的に意見を聴取し、中崎分署に特化した説明会は実施してきませんでした。この度、市民参画条例第6条第1項に基づき、市長の判断でこの度の説明会を開催しています。</p> |
| <p>・今日の1回で終わらずに、第2回目の説明会を実施してほしい。</p>   | <p>・第2回目の説明会の予定はありません。</p>   |

### (3) 都市計画変更について

| 質問・意見の概要   | 市の考え方  |
|--|--|
| <p>・移転予定地は、都市計画審議会の審議を経て都市公園区域から外された場所だが、中崎分署の移転ありきで、かつ、その情報を審議会では委員に説明しないまま、変更手続が行われたのではないか。</p>      | <p>・中崎遊園地の都市計画変更は、都市計画上の公園の必要性や配置の適正化の観点から行われたものです（資料3参照）。変更にあたり、中崎分署の建設可能性については、都市計画審議会委員に事前に説明しています。</p>                                 |
| <p>・中崎遊園地の都市計画変更を行った理由は、都市計画公園として事業実施予定がないからという説明だったが、人が来ないから公園ではないという考えはおかしいのではないか。市民は都市に緑を求めている。</p> | <p>・緑は非常に大切ですが、一般論として公園というのは、都市の中で市民が身近に憩える場所だと考えます。中崎分署の移転により減少する緑地面積については、新庁舎敷地内や県が検討を進めている明石港東外港の再開発エリアも含めて、できる限り確保できるよう取り組んでまいります。</p> |

(4) 市役所新庁舎との関係について

| 質問・意見の概要  | 市の考え方  |
|---|--|
| <p>・新庁舎北側の中崎緑地の景観から中心市街地を望む線が、新庁舎内の南北通路を通じて、南側に明石海峡と淡路島の緑がある。この南北軸の景観の素晴らしさが新庁舎の最大の明石らしさだというふうに基本設計や市民ワークショップの資料には書いてあった。新庁舎北側に中崎分署を作ると、新庁舎の特色を台無しにしてしまうのではないか。</p> | <p>・新庁舎の南北軸とは、1階の西側（メインエントランス側）に、見通し良い広い通路（空間）を設置するなど、北側の「まち」と南側の「海」をつなぐ軸線の新庁舎内に通すことで明石らしさを表現しようとするものであり、新庁舎の外側からの景観（見え方）について表したものではありません。<br/>（市役所新庁舎建設基本設計及び市民ワークショップ資料は、市ホームページ（<a href="#">こちら</a>）からご確認いただけます。）</p> |
| <p>・知人から「新庁舎の正面玄関前に消防署を建てるなんて理解ができない、市役所の前は公園であるべき」と言われたが、どのように説明すればよいか。</p>  | <p>・新庁舎については、建物の南側に駐車場やバス停を整備する予定であり、その南側には明石海峡や淡路島を望む海の景観が広がっていることから、南側をメインエントランスと考えています。一方で、南側だけに入口を設置すると、来庁者が遠回りしなければならない場合があるため、北側にも入口を設けています。<br/>中崎分署の移転予定地については、管轄エリアや出動動線等を踏まえて決定しています。</p>                      |